

個別避難計画（個別支援プラン）の作成について

1 住吉区地域見守り支援システムについて

住吉区では区から提供する「災害時要援護者支援台帳」をもとに地域活動協議会において、日ごろから地域の中で避難行動要支援者の方々に声かけや見守り活動を行っていただくなどの体制を作っていたいただき、顔の見える関係を作ってもらった上で、災害時の「個別支援プラン」を作成し、災害時に一人でも多くの命を助けていただく、地域の支えあいの仕組みである「住吉区地域見守り支援システム」の構築に取り組んでいます。

2 災害対策基本法の改正について

令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画（個別支援プラン）作成について市町村の努力義務化となりました。おおむね5年以内で個別避難計画（個別支援プラン）を作成する必要があることから、24区が総じて推進していけるよう、大阪市として個別避難計画作成手順書を作成しました。

当区においても、引き続き各地域活動協議会や町会等の状況に応じ、「住吉区地域見守り支援システム」や本改正の趣旨の説明を行い、実効性のある個別避難計画（個別支援プラン）の作成に向けて、取組を進めます。

3 現在の作成完了割合

11.8%（P11参照）

※災害対策基本法の改正に伴い、避難支援等実施者の記載が必須とされたため、作成完了割合が大幅に低下。今後避難支援等実施者の記載を行っていただくこととする。

4 取組目標

- ・令和8年度までに全地域において、個別避難計画（個別支援プラン）の作成を完了
- ・令和4年度末時点の個別避難計画（個別支援プラン）作成完了割合 目標 30%

3.1 2014年10月1日（平成26年10月1日）現在

2014年10月1日現在、我が国に存在する法人の数は、前年度に比べて増加している。これは、法人の設立が増加していること、また、法人の廃止が減少していることによるものと考えられる。この増加は、主に中小企業を中心に発生している。これは、中小企業が、法人化によるメリットを享受していること、また、中小企業が、法人化によるデメリットを克服していることによるものと考えられる。

2014年10月1日現在、我が国に存在する法人の数は、前年度に比べて増加している。これは、法人の設立が増加していること、また、法人の廃止が減少していることによるものと考えられる。この増加は、主に中小企業を中心に発生している。これは、中小企業が、法人化によるメリットを享受していること、また、中小企業が、法人化によるデメリットを克服していることによるものと考えられる。

2014年10月1日現在、我が国に存在する法人の数は、前年度に比べて増加している。これは、法人の設立が増加していること、また、法人の廃止が減少していることによるものと考えられる。この増加は、主に中小企業を中心に発生している。これは、中小企業が、法人化によるメリットを享受していること、また、中小企業が、法人化によるデメリットを克服していることによるものと考えられる。

2014年10月1日現在、我が国に存在する法人の数は、前年度に比べて増加している。これは、法人の設立が増加していること、また、法人の廃止が減少していることによるものと考えられる。この増加は、主に中小企業を中心に発生している。これは、中小企業が、法人化によるメリットを享受していること、また、中小企業が、法人化によるデメリットを克服していることによるものと考えられる。

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した数：26.4%
・避難指示で避難すると回答した数：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府で撮影)

2) 個別避難計画(※)の作成

※ 避難行動要支援者(高齢者、障害者等)ごとに、避難支援を行う旨や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。
〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者(65歳以上)が占める割合
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%〕

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。
〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ



3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

② 災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置(※)

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

THE JOURNAL OF THE AMERICAN MEDICAL ASSOCIATION
535 N. Dearborn Ave., Chicago, Ill., U.S.A.
Subscription price: \$5.00 per annum in advance.
Single copies: 15¢.

[The following text is extremely faint and largely illegible due to low contrast and scan quality. It appears to be the main body of a medical article or report.]

1. 災害時要援護者支援のとりくみ

●災害時要援護者とは

大地震や風水害などの災害が発生したときに、自分や家族の力だけでは安全な場所へ避難できなかったり、避難所での生活において、まわりの人の手助けや、特別な配慮が必要な人たちのことです。

●具体的には、どのような人たち？

◎要援護者の範囲

住吉区に居住する、居宅で生活している方で

①障がい者

○身体障がい

- ・ 視覚障がい 1～4級
- ・ 聴覚障がい 2～4級
- ・ 音声、言語機能障がい 3級
- ・ 肢体不自由 1～2級、下肢・体幹機能障がい 3級
- ・ 内部障がい 1～2級

○知的障がい A

○精神障がい 1級

②要介護・認知症

- ・ 介護保険の要介護認定で要介護3以上の人
- ・ 要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人

③難病患者

人工呼吸器装着者等、医療機器等への依存が高い人

④65歳以上の独居高齢者、75歳以上のみの高齢者世帯

⑤昼間独居の高齢者等（昼間のみ④の状態になる人）

⑥妊産婦や乳幼児

⑦その他災害時の避難や避難後の生活に支援が必要な人

介護が必要な高齢者や障がいがある人、普段の生活では支障がなくても、状況によっては手助けが必要となる妊産婦、乳幼児などで、日本語が不自由な外国人も含まれます。

*移動が困難な人 *日常生活上介助が必要な人

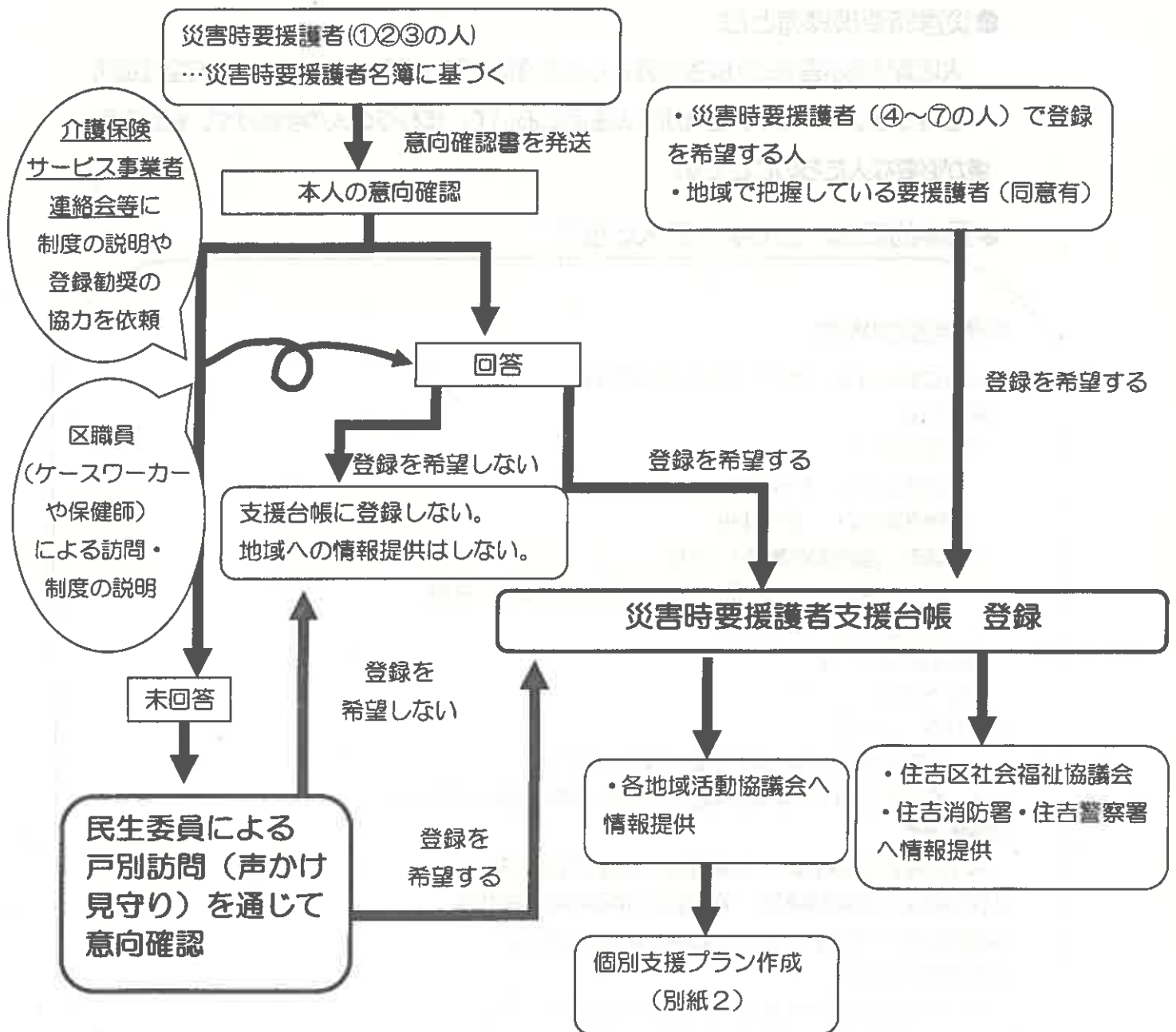
*情報を入手したり、発信したりすることが困難な人

*急激な状況の変化に対応が困難な人 *薬や医療装置が常に必要な人

*精神的に不安定な状態を来す人

*言語、文化、生活習慣への配慮が必要な人

●災害時要援護者支援台帳作成に向けた流れ



※先行実施している他都市では、意向確認書を送った場合の回答率は30～40%

住吉区では、回答率をあげるため、介護保険サービス事業者連絡会等に協力依頼し、ケアマネジャー等が訪問する時に、制度の説明と登録の促進をしていただけるようお願いしています。

また、区職員の保健師やケースワーカー等が家庭訪問する際に、登録促進を行うことで、回答率のアップに取り組めます。

記載例

NO.

災害時要援護者支援台帳 登録申請書兼同意書

記入不要

(あて先)大阪市 住吉区長

私は、災害時における安否確認及び避難行動の支援を受けるため、

災害時要援護者支援台帳の登録申請書兼同意書の作成を申し込みたいとともに、

本申請書によって、警察署、

住吉区社会福祉協議会に提供する地域活動

協議会に提供する声かけ、

要援護者マップの作成や防災訓練等に活用されることに

登録を希望されるか、希望しないか、
どちらかにチェックを入れてください。
希望しない方も「本人」欄に氏名・
住所などを書いてご返送ください。
登録を希望する方は裏面もご記入ください。

同意して登録を希望します 登録を希望しません

※登録を希望しない方は、その理由にチェックを入れ、本人欄へのご記入をお願いします。

- 自力で避難できる
- 地域の人に個人情報を知られたくない
- 家族等と同居中のため必要がない
- 施設入所(または入院)しているため、地域の支援は必要ない
- その他 ()

申請書を記入した日

申請日 令和 4 年 5 月 1 日

【本人】			
ふりがな	おおさか たろう		明・大・昭(平)・令・西暦
氏名	大阪 太郎 (男・女)	生年月日	5 年 2 月 5 日
住所	(〒 558 - 0041) 大阪市住吉区 南住吉3丁目15番55号 すみよしマンション555号		
電話	(06) 0000 - 0000	FAX	(06) 0000 - 0000
携帯電話	(090) 0000 - 0000		
【代筆者】 本人が記入できない場合			
ふりがな	おおさか じろう		本人との関係 長男
氏名	大阪 次郎		
住所	〒 558 - 0011 大阪市住吉区 苅田10丁目12番7-101号		
電話	(06) 0000 - 0000	携帯電話	() -

代筆可
申請者本人による記入が難しい場合、ご家族やケアマネジャー、民生委員の方などが代わりにご記入いただくなどの対応をお願いします。

※表面は必ずご記入ください。同意して登録される方は、裏面の記入もお願いします。

2021.12改訂

【世帯の状況】該当する番号に○をつけ、必要事項をご記入ください

1. 一人暮らし	<input checked="" type="radio"/> 2. 75歳以上の高齢者だけで暮らしている			
3. 家族と同居している	4. その他（グループホームに入居・妊婦がいる・小さな子どもがいる など）			
同居家族	氏名(続柄)	年齢	氏名(続柄)	年齢
(1)人	()	()	()	()
	()	()	()	()

【避難の状況】あてはまる番号に○をつけてください

【自宅の状況】

1. 避難する時は介助が必要【杖歩行 <input checked="" type="radio"/> 車いす・担架・その他()】	救急カプセル	<input checked="" type="radio"/> 1. あり 2. なし 3. わからない
2. 歩くことはできるが、避難所まで付き添いが必要	緊急通報システム	1. あり <input checked="" type="radio"/> 2. なし 3. わからない
3. 一人で避難できるが、避難が必要な時は知らせてほしい		

【本人の特記事項】該当する番号に○をつけ、必要事項をご記入ください

1. 目が見えにくい	2. 耳が聞こえない
<input checked="" type="radio"/> 3. 耳が聞こえないので筆談手話で話しかけてほしい	4. こゝろが不安定
5. 人とコミュニケーションをとるのが苦手	6. じっとするのが苦手
7. 食事に特別な配慮が必要【軟食・流動食・経管栄養・買ろう・中心	
<input checked="" type="radio"/> 8. 精神が不安定（幻覚・幻聴・ <input checked="" type="radio"/> ライラする 眠れない）	
<input checked="" type="radio"/> 9. 地域の方が訪問する際に配慮して欲しいこと（訪問前に電話連絡欲しい）	

災害時の支援や日頃の見守り活動の参考にしますので、申請者の現在の状況について、差支えない範囲でお答えください。

連絡方法や訪問希望日など特に配慮が必要な場合はこちらにご記入ください。

火曜日と木曜日はデイサービスに行っているの、訪問はそれ以外にしてほしい。

居住建物の構造 1. 木造 2. 非木造(鉄筋等) 3. 築年数(27)年 4. (2)階建ての()階

普段いる部屋 1階リビング(玄関入って突きあたりの部屋) 居室の位置 2階北東の部屋

【緊急連絡先】

ふりがな 氏名	本人との関係	住所	電話
おおさか じろう 大阪 次郎	長男	苅田10丁目12番 101号	06-0000-0000
おおさか すみこ 大阪 すみ子	長女		

災害時に家屋が倒壊した場合の迅速な救助につなげるためのものです。

ご家族や友人、マンションの管理事務所、事業所、医療機関など、申請者に何かあったときの緊急連絡先をご記入ください。

【医療情報】 かかりつけの医療機関など

医療機関名(おおさか〇△医院) 医療機関名()

電話 (06-0000-0000) 電話 (- -)

持病 糖尿病 いつも飲んでいる薬が (ある ・ ない)

使用薬・容量等 〇〇2錠 災害時にはお薬手帳を持参して避難してください。

医療機器等 酸素ボンベ・ストマ・注射器(インシュリン) その他()

【介護サービス等関わりのある事業所】 ケアマネジャー・相談支援専門員

事業所名	事業所住所
ケアプランセンター すみよし	苅田10-11-11

ケアマネジャー、相談支援専門員のお名前と事業所名などをご記入ください。

ふりがな
担当者名 みまもり はなこ
見守り 花子 携帯: 090-0000-0000



秘

個別支援プラン

0000009743

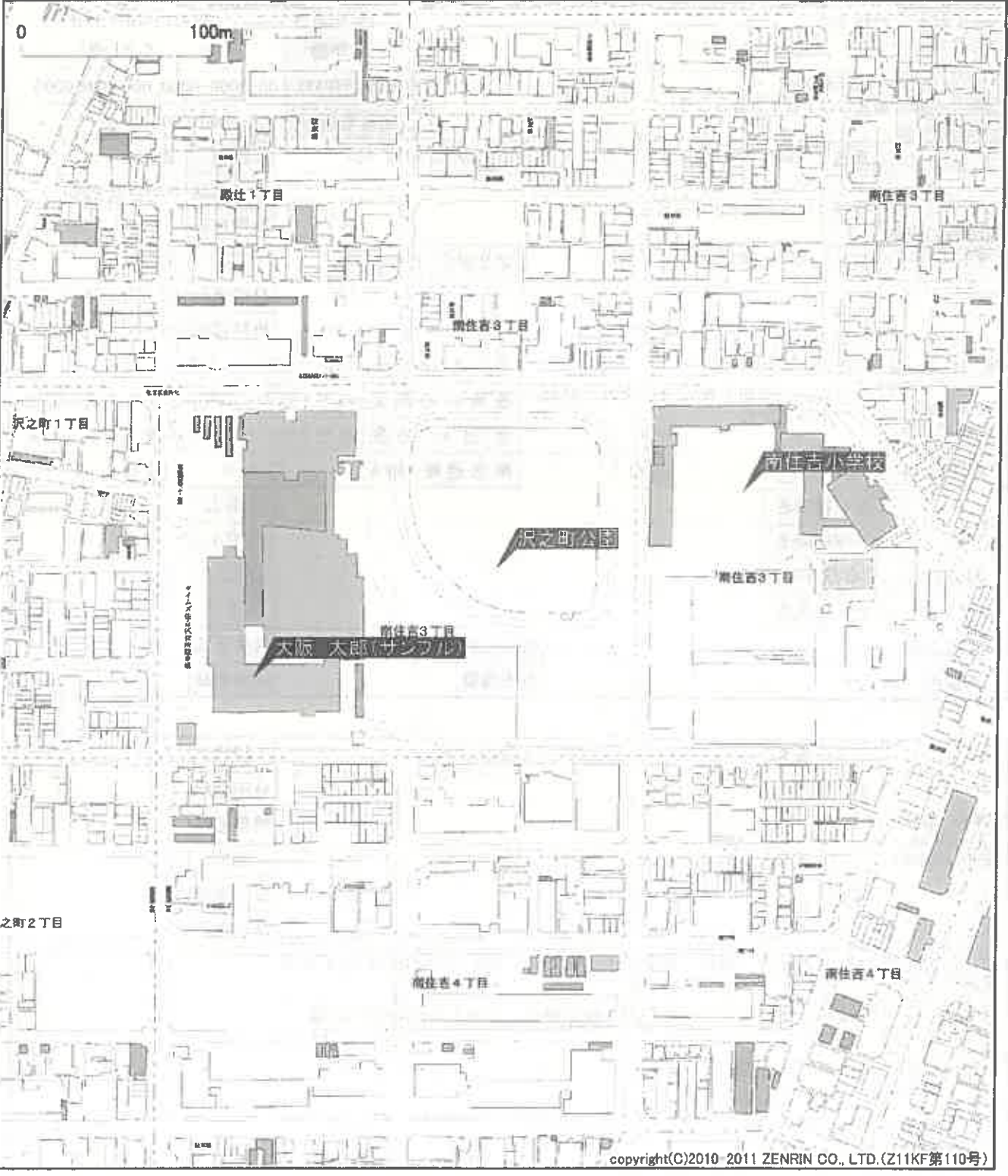
令和3年12月2日作成

地域	南住吉	町会エリア	南住吉3丁目	作成者	
フリガナ 氏名	材カ タロ 大阪 太郎 (サンプル)	男	生年月日 年齢	昭和13年6月24日 生 (83歳)	
住所	〒 558-0041 南住吉3丁目15番55号	自宅電話(FAX)	00-0000-0000, 00-0000-0000		
		携帯電話	000-0000-0000		
緊急時の家族 等の連絡先	氏名	大阪 すみ子 (サンプル)	フリガナ	材カ スミ	続柄 妻
	住所	〒 558-0041 南住吉3-15-55	自宅電話	00-0000-0000	
			携帯電話		
	氏名	大阪 次郎 (サンプル)	フリガナ	材カ ジロウ	続柄 長男
	住所	〒	自宅電話	00-0000-0000	
			携帯電話	000-0000-0000	
世帯状況	75歳以上高齢者のみ		居住建物の構造	木造2階建て。昭和〇年着工。	
家族構成、 同居状況等	妻と同居。長男と次女はいずれも結婚 して市外に居住。		普段いる部屋	自宅1階の玄関側から見て中央の部屋	
			寝室の位置	自宅2階の玄関側から見て右手の部屋	
救急がせ	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		緊急通報システム	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
かかりつけ医	医療機関名		TEL		
	医療機関名		TEL		
事業者等	事業者名		TEL		
ケアマネージャー	氏名		TEL		
支援相談員		自宅電話		携帯電話	
支援員		自宅電話		携帯電話	

避難支援者 (避難誘導、 安否確認等)	第1	氏名	フリガナ	続柄	
		住所	〒	自宅電話	
			携帯電話		
	第2	氏名	フリガナ	続柄	
住所		〒	自宅電話		
		携帯電話			
連絡時の配慮事項	基本妻へ連絡。聴覚障がいのため、FAX・直接的な伝達が必要。				
避難所などでの 配慮事項	人工透析を受けている。聴覚障がいがあり手話通訳が必要。				
治療中の病気 又は障害名	○△□◇症				
治療(障害)内容	□□△△病				
使用薬・容量	○○○○○○・△△△				
医療機器					
備考 (メモ欄)					

避難場所			
一時避難場所	沢之町公園	広域避難場所	沢之町公園
災害時避難所	南住吉小学校	水害時避難ビル	市営南住吉第1 5棟

避難経路・注意点



避難方法・避難時の配慮事項

車イス使用 (本人所有・玄関に置いている)

住吉区地域見守り支援システム 進捗状況等 (Ver.3)

地域名	現在の 台帳 登録者数 (①-②+③)	台帳登録者訪問	日頃の 声掛け・見守り	個別支援プラン (支援者欄記載無)	個別支援プラン (支援者欄記載有)
墨江	410	全16町会	10/16町会	4/16町会 (87名)	
清水丘	295	全13町会	全13町会	全13町会 (87名)	
遠里小野	191	全10町会	全10町会	全10町会 (172名)	全10町会 (172名)
東粉浜	119	全8町会	全8町会	全8町会 (123名)	
住吉	906	12/27町会	5/27町会	7/27町会 (29名)	
長居	819	全8町会	4/8町会	3/8町会 (65名)	
依羅	632	2/7町会	2/7町会	3/7町会 (50名)	
南住吉	795	15/16町会	10/16町会	6/16町会 (110名)	
山之内	487	全9町会	全9町会	全9町会 (514名)	全9町会 (514名)
苅田	400	全5町会	3/5町会	2/5町会 (118名)	
苅田南	385	全8町会	6/8町会	5/8町会 (55名)	
苅田北	330	全8町会	6/8町会	3/8町会 (84名)	
合計	5,769	114/135町会	86/135町会	73/135町会 1,494名 (25.8%)	19/135町会 686名 (11.8%)

令和4年3月末現在

災害時要援護者支援台帳登録にかかる意向確認書の返送状況

令和4年2月18日（金）発送分

（単位：名）

※返送率を除く

地域	発送者数			返送率		返送内訳		提供内訳	
	発送全数	発送後削除	対象者数	返送数	返送率	登録する	登録しない	未回答者数	未回答リスト提供者数 (民生委員)
墨江	97	11	86	56	65%	39	17	30	25
清水丘	72	7	65	39	60%	23	16	26	22
遠里小野	44	6	38	26	68%	15	11	12	8
東粉浜	60	12	48	29	60%	14	15	19	9
住吉	252	35	217	127	59%	68	59	90	66
長居	196	29	167	114	68%	75	39	53	37
依羅	117	15	102	43	42%	20	23	59	33
南住吉	198	24	174	104	60%	60	44	70	44
山之内	110	15	95	60	63%	33	27	35	28
苅田	94	8	86	52	60%	34	18	34	23
苅田南	79	16	63	33	52%	20	13	30	20
苅田北	80	8	72	43	60%	22	21	29	21
合計	1,399	186	1,213	726	60%	423	303	487	336

令和4年5月19日（木）現在

対称表の書型を向書きにするための設定方法

表 3-1
対称表の書型

単位: mm (寸法単位)

書型 寸法 寸法単位 (単位:mm)	対称表		対称表			寸法 寸法単位 (単位:mm)			
	寸法 寸法単位 (単位:mm)	寸法 寸法単位 (単位:mm)	寸法 寸法単位 (単位:mm)	寸法 寸法単位 (単位:mm)	寸法 寸法単位 (単位:mm)				
25	30	71	98	228	28	38	71	98	寸法
30	36	81	108	255	30	40	81	108	寸法
35	42	91	118	224	35	45	91	118	寸法
40	48	101	128	191	40	50	101	128	寸法
45	54	111	138	158	45	55	111	138	寸法
50	60	121	148	125	50	60	121	148	寸法
55	66	131	158	92	55	65	131	158	寸法
60	72	141	168	59	60	70	141	168	寸法
65	78	151	178	26	65	75	151	178	寸法
70	84	161	188	-7	70	80	161	188	寸法
75	90	171	198	-40	75	85	171	198	寸法
80	96	181	208	-83	80	90	181	208	寸法

寸法単位: mm (寸法単位)

事前意見に対する対応方針(資料6関係)

別紙

番号	意見	対応方針	参考
1	<p>【災害時要支援者台帳について】 <u>災害時に町会は安否確認で精一杯である。</u> <u>遠里小野だけでも約170名の登録者がいる</u> <u>が、実際の災害発生時に区役所はどのような</u> <u>対応をしてくれるのか、また、地域での対応</u> <u>に関する知恵や手法を教えてください。</u></p>	<p><u>地震の際に、区役所職員が直ぐに駆けつけることは困難であるため、近隣に居住している緊急区本部員や直近参加者などが迅速に駆けつけ、区災害対策本部を設置し状況把握に努め、災害時避難所への職員派遣や庶務班、救助班、調査班、保健福祉班など、状況に応じた割振りを行い対応することとなり、災害時要支援者への支援を行うことは残念ながら難しい状況です。</u></p> <p><u>東日本大震災において、1万人以上の方々が亡くなり、そのうち約6割が65歳以上の高齢者であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の2倍以上だったという教訓を踏まえ、国は、平成25年6月に「災害対策基本法」の改正を行い、<u>災害時要支援者名簿の作成を市町村に義務付け、要支援者からの同意を得て、平常時から避難支援関係者に情報を提供できるようにしました。</u></u></p> <p><u>また、令和3年5月の「災害対策基本法」の改正に伴い、個別避難計画（個別支援プラン）の策定が市町村の努力義務化となりました。</u></p> <p><u>住吉区では、これらの法改正を受けて、災害時要支援者支援台帳を整備するとともに、いざというとき、災害時要支援者の避難支援をするためには、日ごろからの「見守り活動」や「声かけ」を通じて、地域において日頃から顔の見える関係構築を築いていただき、災害時の「個別支援プラン」を作成し、災害時に一人でも多くの命を助けていただく「住吉地域見守り支援システム」の構築を進めています。</u></p> <p><u>災害時要支援者支援台帳の登録者への訪問や個別支援プランの作成を通じて、地震発生時における町会一時避難場所の安否確認を円滑に実施していただくための一助となるもの</u> <u>のとおっております。</u></p>	<p>原田委員</p>

事前意見に対する対応方針(資料6関係)

別紙

番号	意見	対応方針	参考
		<p>今後、総合防災訓練や町会単位での訓練など、地域役員と相談しながら、台帳や個別支援プランを活用した、実効性のある一時避難場所での安否確認訓練や搬送が必要な方の情報伝達訓練等、検討してまいります。</p> <p>水害時においては、暴風警報や大雨洪水警報などが発令された段階で区役所の情報連絡体制を構築し職員が区役所で待機しており、大和川の水位情報や気象情報等を確認し、大阪市危機管理室と情報交換しております。警戒レベル3（柏原観測所水位 4.96m）に達する可能性がある場合、その約2時間前には職員を動員し、災害時避難所の開設準備を行います。その際に、地域活動協議会会長へも連絡させていただきますので、町会長や防災リーダー等に連絡していただきたいと考えております。</p> <p>災害時要支援者に対しては、個別支援プランの集計表に記載している浸水想定をご確認いただき、浸水する恐れのある場所にお住まいの方へ避難情報の事前のご連絡をお願いしたいと考えております。</p> <p>今後は、大和川の水害時における避難情報の事前の呼びかけ等、台帳や個別支援プランを活用した、実効性のある情報伝達訓練についても検討してまいります。</p>	